

事 務 連 絡
平成 28 年 5 月 2 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

「平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う障害者（児）への相談支援の実施等について」（平成 28 年 4 月 18 日付事務連絡）の一部訂正について

標記の件につきまして、事実誤認により下記のとおり一部訂正いたします。必要に応じて、管内市区町村等への周知をよろしくお願い申し上げます。

記

「平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う障害者（児）への相談支援の実施等について」（平成 28 年 4 月 18 日付事務連絡）の 2（1）中、「計画相談支援給付費又は特例計画相談支援給付費」を「計画相談支援給付費」に訂正する。

【該当箇所】

2. 計画相談支援事業の活用について

（1）サービス利用支援及び継続サービス利用支援について

避難所等における障害者（児）等が障害福祉サービスを利用する場合に係るサービス利用支援や継続サービス利用支援については、計画相談支援給付費又は特例計画相談支援給付費の支給対象となる。